

官報

号外
平成十八年十月二十三日

○第百六十五回 参議院会議録第七号

平成十八年十月二十三日(月曜日)

午後一時一分開議

○議事日程 第七号

平成十八年十月二十三日

午後一時 本会議

第一 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件

- 一、議員辞職の件
 - 一、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員及び裁判官訴追委員辞任の件
 - 一、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員等各種委員の選挙
- 以下 議事日程のとおり

平成十八年十月二十三日 参議院会議録第七号

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。

この際、議員の辞職についてお諮りいたします。

去る二十日、佐藤雄平君から議員辞職願が提出されました。

辞表を参事に朗読させます。

(参事朗読)

辞職願

この度一身上の都合により議員を辞職いたしましたので御許可下さるようお願い申し上げます
平成十八年十月二十日

参議院議員 佐藤 雄平

参議院議長 扇 千景殿

○議長(扇千景君) 佐藤雄平君の議員辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。

よって、許可することに決しました。

○議長(扇千景君) この際、お諮りいたします。

大江康弘君から裁判官弾劾裁判所裁判員予備員を、江田五月君から裁判官訴追委員を、それぞれ辞任したいとの申出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。

よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(扇千景君) この際、欠員となりました

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、

裁判官訴追委員各一名、またあわせて

検察官適格審査会委員、同予備委員、

国土審議会委員各一名の選挙

を行います。

つきましては、これら各種委員の選挙は、いずれもその手続を省略し、議長において指名することとし、また、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員の職務を行う順序は、これを議長に一任せられたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員に松岡徹君を、

裁判官訴追委員に工藤堅太郎君を、

検察官適格審査会委員に内藤正光君を、

同君の予備委員に平野達男君を、

国土審議会委員に山根隆治君を、

それぞれ指名いたします。

なお、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員の職務を行う順序は、松岡徹君を第三順位といたします。

○議長(扇千景君) 日程第一 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本案について提出者の趣旨説明を求めます。国務大臣塩崎内閣官房長官。

(国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手)

○国務大臣(塩崎恭久君) た、たいま議題となりました平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

国際社会によるテロとの闘いにおいては、これまで我が国としても、同法に基づき、海上自衛隊の補給艦等をインド洋に派遣し、海上阻止活動に参加する艦艇に対する給油支援を行うなどの取組を行い、各国から高く評価されているところであります。

しかしながら、今日の状況を見ますと、テロとの闘いについては、一定の進展は見られるものの、アルカイダ及びその関連組織やアルカイダの影響を受けた細胞等の関与が疑われるテロ事件が世界各地で引き続き発生しており、国際テロの根絶は依然として国際社会の大きな課題となっていることから、各国は今後もテロとの闘いを継

議員辞職の件 裁判官弾劾裁判所裁判員予備員及び裁判官訴追委員辞任の件 裁判官弾劾裁判所裁判員予備員等各種委員の選挙 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

続する見通しであります。

このような中、我が国としては、国際協調の下、引き続き、国際社会の責任ある一員としてテロとの闘いに寄与していくことが重要であります。

この法律案は、このような状況を踏まえ、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与するため、平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃によってもたらされている脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与する諸外国の軍隊等の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づき我が国が人道的精神に基づいて実施する措置を引き続き実施するものとし、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的として提出するものであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。

この法律案の内容は、現行法の期限を更に一年間延長し、施行の日から六年間とするものであります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(属千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。

福島啓史郎君。

(福島啓史郎君登壇、拍手)

○福島啓史郎君 私は、自由民主党を代表して、

ただいま議題となりましたテロ対策特別措置法改正案につきまして、安倍総理大臣に御質問いたします。

私は、自由民主党の外交部長でもあるわけでございます。まず、先日の総理の訪中、訪韓並びに安倍外交についてお聞きいたします。

安倍総理は、就任してすぐ日中・日韓首脳会談に臨まれました。総理が訪中しての首脳会談は実に五年ぶり、また、日韓首脳会談も昨年十一月以来でございます。両国民とも最近の緊張した関係を心配しておりましたが、安倍総理が最初の訪問地に中国、韓国を選ばれたことで、成長、発展するアジアと日本の未来に新しい展望が開かれました。安倍外交の順調な滑り出しを国民は歓迎しております。総理の外交センスに心から敬意を表します。また、このことが昨日の補選二勝につながったところであります。

今後とも、両国首脳相互訪問を継続していくことは当然ですが、国民、特に若者の交流が重要です。父君安倍晋太郎外相が創設された五百億円の日米友好基金を上回る規模の日中友好基金を、中国からのODA償還金や民間企業からの協力を金などを原資として設立し、中国人留学生に対する奨学金の大幅拡充、研究者の交流や文化交流などを積極的にを行い、現在のお互いの国の実像を相互に認識して、未来志向かつ共存同栄の関係をつくっていくべきだと考えますが、総理の御所見をお聞かせください。

また、総理は、我が国の国益を守り、国際社会

の平和と発展に貢献していく観点から、戦略的外交を進めることの必要性を認識しておられると思いますが、対米、対欧、対口、対途上国、また、私も外務大臣政務官時代に取り組みしました安保理改革など、安倍外交の見解をお伺いします。

次に、北朝鮮の核実験に関しお聞きいたします。

十月九日に行われた北朝鮮の核実験に対して、国連安全保障理事会は、十月十四日、決議一七一八を全会一致で採択しました。決議は、国連憲章第七章の下、第四十一条の措置として、物、金、人の三分野における経済制裁、これと併せて貨物検査を取り上げ、必要に応じ、自国の国内法上の権限及び国内法令に従い、かつ、国際法に適合する範囲内で貨物検査を含む協力行動を取ることを要請しております。

日本は、六か国協議を通じて朝鮮半島の非核化に取り組んでまいりましたが、北朝鮮の核武装によつて最も大きな脅威を受ける国であり、また、安保理決議を取りまとめたリーダー国としてできることを率先して行わなければなりません。

この観点から、私は、既に実施している制裁措置の追加措置、国内における北朝鮮によるテロ行為の未然防止、保安対策を強化するとともに、現行の周辺事態法、船舶検査活動法に基づき、自船舶検査及び米軍への後方地域支援を積極的に行う必要があると考えます。強制力がない、給油などの後方地域支援は米軍だけに限られるといった

問題の指摘はありますが、新法を制定するには時間が掛かるし、北朝鮮へ出入国する船舶の情報収集・提供、米軍の艦船への公海での洋上補給、他国艦船の日本の海上自衛隊基地の利用など、米開始関係国と協調することにより現行法で相当実効的な船舶検査を行うことができます。できることを国際協調の下に速やかに行うことが我が国の国益にかなう方策であります。

一九九四年、北朝鮮に核兵器開発疑惑が高まった際、米国はカーター元大統領を特使として派遣し、金日成主席との会談などを行い、結果として北朝鮮は黒鉛減速炉を凍結、解体する見返りに軽水炉建設や重油を手に入れました。こうした北朝鮮の瀬戸際外交を通じた核開発のための時間稼ぎと資金稼ぎをもう許してはなりません。

検証可能かつ不可逆的な方法による北朝鮮のすべての核兵器及び既存の核計画の放棄が、我が国及び国際社会の目指すゴールであります。周辺事態法、船舶検査活動法による対応などに対する総理の御見解と、北朝鮮にどう核廃絶を迫っていくか、お伺いいたします。

次に、北朝鮮による拉致問題に関してお伺いいたします。

総理は、当選当初からこの問題に積極的に取り組まれ、被害者の御家族からの信頼も最も厚いと認識しております。組閣に当たり、拉致問題担当大臣、拉致問題担当補佐官を任命し、また、すべての国務大臣が参加する拉致問題対策本部を設置

されました。問題解決に取り組む総理の姿勢を高く評価いたします。

拉致問題に対する国際社会の理解を求めるとともに、特に北朝鮮への影響力の大きい中国の協力を得て、この問題を解決すべく不退転の決意で臨んでいただきたいと思います。拉致問題の解決なくして国交正常化はないことを確認するとともに、高齢化の進む被害者の御家族の悲願を是非安倍内閣で達成していただきたいと思います。このように、総理の御決意をお聞かせください。

次に、テロ対策特別措置法に関して伺います。

私は、昨年五月、外務政務官として、インド洋上の補給活動に従事する海上自衛隊の実情をこの目で見てまいりました。五十度を超える炎天下、自衛隊の方々は士気高く活動しており、私は改めて評価するとともに日本を誇りに思ったわけでございます。

洋上での補給は、他国の船の真横三十メートルから五十メートルの距離を同じ速力で航行し、ホースを渡し、最長六時間にわたり等距離、同速力を維持しつつ、並走しながら燃料を補給する高い技術が求められております。どの国でもできるわけではありません。また、日本の給油を前提にパキスタンが海上作戦に参加しており、アフガニスタンと国境を接するイスラム教国がテロ撲滅に足並みをそろえることは大きな意義があると考えます。

後方支援はテロ活動を阻止する上で非常に重要です。海上阻止活動がテロ活動家の移動の抑止、武器や麻薬押収にどのような効果を上げているのか、日本は各国からどのような評価を受けているのか、お聞かせください。

テロ対策特別法に基づき積極的な活動を続けながらも、出口についても考えておかねばなりません。本改正案は、昨年に続き一年の延長を求めており、その後は事態の推移を見つつ適切に判断することですが、どのような条件がそろえば撤回することになるとお考えか、伺います。

また、テロの未然防止、根絶には、テロを生み出す貧困の削減や、宗教と切り離れた公教育の充実、環境保全、定住促進など、根本問題への取組が必要です。我が国が成し遂げた二度の復興、つまり、明治維新、戦後復興の経験を教え、実行を支援することが我が国の国際貢献の柱であります。あわせて、テロ資金対策、大量破壊兵器、ミサイル及び関連物資の拡散を阻止するための取組、PSIなどの強化をすべきです。今後、日本が取り組むテロ対策をお聞かせください。

次に、集団的自衛権について伺います。総理は、どのような場合が憲法で禁じる集団的自衛権の行使に該当するのか、個別具体的な例に即し研究する方針を表明されており、官房長官は解釈の変更に意欲的な姿勢を示しておられます。

私は、集団的自衛権を有しているが憲法上行使できないとの長年の政府解釈を変更するのは困難であり、憲法改正により集団的自衛権の行使ができるようにすることが適切であると考えております。集団的自衛権と憲法の関係につきまして、総理の見解をお伺いします。

また、憲法第九条では、国際紛争を解決する手段として、武力による威嚇又は武力の行使を禁じておりますが、テロ対策やPKOなど国際的枠組みの下で行われる国際協調活動に我が国を含め複数国が従事しているときに、攻撃された協調活動従事国を傍観せず、その友国を守るため攻撃者に反撃することは集団的自衛権の議論とは関係ないと思いますが、併せて御見解をお聞かせください。

最後に、国際平和協力に関する一般法について伺います。現在、日本は、国際平和協力法、イラク人道復興支援特別措置法、テロ対策特別措置法と三本の法律に基づき、自衛隊を国際平和協力のため海外に派遣しております。国際平和協力法等は国連決議等が前提となっておりますが、国連は各国の利害が対立する場であり、決議がまとまらない際にも、国際的枠組みができ上げれば主体的に派遣を検討すべき場面があります。

○議長(関根清) 時間が超過しております。簡単に願います。
○福島啓史郎君(続) はい。

こうしたとき、現行の法体系では、派遣の必要が生じるたびに立法し、対応せねばなりません。時間が掛かってまいります。自衛隊の海外派遣に関する法律を一本化して一般法を制定し、国際平和協力に対する日本としての態度を明らかにし、迅速に対応するお考えをお持ちでないでしょうか。総理の御見解をお伺いし、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 福島啓史郎議員にお答えをいたします。

日中間の交流促進のための基金設立についてお尋ねがありました。大事な隣国である中国との間で、将来を担う青少年を始め、国民レベルでの交流を促進していくことは、相互理解と信頼に基づいた未来志向の関係を築いていく上で極めて重要であります。

具体的には、本年度より日中二十一世紀交流事業を両国間で立ち上げ、高校生を対象とした短期及び中長期の招聘を実施しているところであり、また、先般の首脳会談では、日中国交正常化三十五周年である二〇〇七年に開催される日中文化・スポーツ交流年を通じ、国民レベルでの交流を飛躍的に展開し、両国民の間の友好的な感情を増進することで一致いたしました。引き続き、中国とともに、文化を始めとする幅広い分野における交流の促進を通じ、相互理解と信頼の増進に努めていく考えであります。

安倍政権の外交方針についてのお尋ねがありました。

戦略的視点に立ちながら我が国の利益をしつかりと確保し、同時に、地域や世界のために我が国は何をなすべきか、世界は何を目指すべきかを積極的に主張してリーダーシップを発揮をする、主張する外交を進めてまいります。

日米同盟は我が国外交の基盤であり、世界とアジアのための日米同盟であるとの考えの下、米國と緊密に連携していく考えです。また、アジアの強固な連帯のために貢献し、価値観を共有する欧州とも協力しつつ、途上国の問題を含め、国際社会の課題を解決するために積極的に国際貢献を行います。隣国であるロシアとの関係も大事であり、その発展のためにも領土問題の解決に粘り強く取り組んでまいります。

また、我が国が国際社会における責任を果たしていくためにも、安保理において恒常的に発言力を確保すべく、我が国の常任理事国入りを目指し、国連改革に引き続き取り組んでまいります。北朝鮮の核実験に関し、周辺事態安全確保法及び船舶検査活動法による対応についてのお尋ねがありました。

政府としては、今回の北朝鮮の行為に対しては、国連安保理決議を受け、米國等の関係国と緊密に連携を図り、一方、事態は流動的で、瞬時瞬時に推移していることから、常にあらゆる状況を想定し、いかなる対応が可能かをあらゆる観点から検討してまいります。

北朝鮮の核問題を解決する方法についてのお尋ねがありました。

核問題の平和的、外交的解決に当たっては、現時点では六者会合が最も現実的な枠組みであると考えています。先般、全会一致で採択された国連安保理決議第一七一八号は、北朝鮮に対し、すべての核兵器及び既存の核計画の放棄を義務付けるとともに、同会合への即時無条件復帰を要請しています。引き続き、関係国と連携をしつつ、北朝鮮に対し決議一七一八号の誠実な実施を強く求めるとともに、同決議を着実に実施することを通じて六者会合の早期再開を実現し、もって北朝鮮の非核化を実現すべく最大限努力をしてまいります。

拉致問題の解決についてのお尋ねがございました。

拉致問題の解決は、私の内閣が取り組むべき最重要政策であります。拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ません。また、被害者の御家族は御高齢になられており、一刻の猶予もないと認識をいたしております。政府としては、対話と圧力の方針の下、引き続き、拉致被害者が全員生存をしているとの前提に立つて、すべての拉致被害者の生還を強く求めてまいります。海上阻止活動の効果についてのお尋ねがありました。

これまでの五年に及ぶ活動の結果、乗船検査等

を通じて多数の武器弾薬、麻薬等が押収され、アルカイダ等の活動が阻止されています。また、インド洋におけるアルカイダ等の移動や活動の大幅な減少に貢献するなど、海上阻止活動は十分な抑止効果を発揮していると認識をいたしております。

テロ対策特措法に基づく対応措置の終了の条件についてのお尋ねがありました。

テロ対策特措法に基づく対応措置の終了の時期や条件について現時点において一概に申し上げることは困難であります。政府としては、国際社会によるテロとの闘いへの取組の推移や、我が国にふさわしい役割を果たしていく上で自衛隊の活動を継続することの必要性などを十分に勘案し、適切に判断してまいることとしております。

今後我が国が取り組むテロ対策についてのお尋ねがありました。

テロ問題の解決のためには、軍事的な努力に加え、国際協力の推進とテロを生む社会的、経済的背景に存在する諸問題の解決が重要です。我が国は、テロ対策特措法に基づく協力に加え、国際的な政治意思の強化、法的枠組み整備、テロ資金対策並びにPSIを含む大量破壊兵器等の不拡散のための協力を推進し、ODAを活用してテロ対策能力向上や貧困削減等の幅広い支援を行い、国際社会と協調しつつ、総合的に対応してまいります。

集団的自衛権と憲法についてのお尋ねがありました。

した。

政府としては、これまでの憲法解釈や御指摘のような国会における議論の積み重ねを十分に尊重しつつ、大量破壊兵器やミサイルの拡散、テロとの闘いといった国際情勢の変化や武器技術の進歩、我が国の国際貢献に対する期待の高まりなどを踏まえ、日米同盟がより効果的に機能し、平和が維持されるようにするため、いかなる場合が憲法で禁止されている集団的自衛権の行使に該当するのか、個別具体的な例に即し、よく研究してまいります。

憲法改正については、与野党において議論が深められ、方向性がしっかりと出てくることを願っております。

国際的な活動と集団的自衛権についてのお尋ねがありました。

自衛隊が行うPKOなどの国際平和協力活動はそれぞれの活動根拠となる法律に従って行われるものであり、憲法で禁止されている集団的自衛権の行使の問題は生じ得ません。具体的にいかなる状況の下でいかなる対応が可能となるかについては、特定の状況下においてそれぞれの活動の根拠となる法律に従って判断することとなります。

国際平和協力のためのいわゆる一般法の制定についてのお尋ねがありました。

近年の国際情勢の変化を受けた国際社会の多様な取組に機動的に対応し、我が国としての確かな国際平和協力を推進する必要があります。政府とし

ては、世界において責任ある役割を果たす国になるという観点から、国民的議論を十分に踏まえた上で検討していくべき課題であると認識しております。

国際平和協力のためのいわゆる一般法の具体的な内容についてのお尋ねがございました。

我が国が国際平和協力として行うことが適当な業務の範囲や、これに必要な各種権限の在り方等について、現時点で政府の考え方を具体的にお示しできる段階にありませんが、政府としては、世界において責任ある役割を果たす国になるという観点から、国民的議論を十分に踏まえた上で幅広く検討を進めてまいります。(拍手)

○議長(属千景君) 犬塚直史君。

(犬塚直史君登壇、拍手)

○犬塚直史君 民主党・新緑風会の犬塚直史です。

会派を代表して、議題となりましたテロ特措法の延長に反対の立場から質問を行います。

本題に入る前に、まず憲法改正に対する総理のお考えを伺います。

私は、安倍総理と同じ昭和二十九年生まれで、小学校時代の給食では脱脂粉乳を飲んで育ちました。国際機関の援助を受けていた日本が経済成長を遂げた戦後の時代であります。

その戦後生まれの総理が、憲法改正の理由として当時の日本が占領下にあったことを幾度となく

指摘されています。しかし、占領下の国会でどんな審議が行われていたのか。日本国憲法の制定国会においてこれを審議した衆議院憲法改正特別委員会の芦田均委員長長の報告演説がここにありますので、読ませていただきます。

諸君、この議事堂の窓から眺めてみまして、我々の目に映るものは何であるか。満目蕭条たる焼け野原であります。そこに横たわった数十万の死体、灰じんのバラックに朝夕乾く暇なき孤児と寡婦の涙、その中から新しき日本の憲法は生まれいずべき必然の運命にあったと内閣はお考えにならないのか。

これが六十年前の委員長報告の一部であります。

たとえ敗戦しても、我が国の国会は他国に強制されて憲法を制定したわけではない。たとえ占領下にあっても、国家の基本法たる憲法制定に他国の強制は受けない。そのような日本人の気概と希望を私は感じるのであります。

この芦田委員長報告に対し、六十年間はたちましたけれども、総理の御答弁をお願いいたします。

さて、本題のテロ特措法について伺います。

この法律によつて、自衛隊は初めてPKO以外の外国の領域での活動を行いました。停戦合意が前提のPKOや我が国の安全保障に直結する周辺事態法についてさえ国会の事前承認が原則になっております。テロ特措法には地域要件がな

く、また支援対象も米軍だけにとどまりません。だからこそ、最も慎重なシビリアンコントロールを確保しなければならない。緊急度が高い防衛出动や周辺事態における活動が原則事前承認なのに、緊急性ではまだ時間的余裕のあるテロ特措法がなぜ事後承認なのか。これを事後承認でよしとするのは国会軽視と言わざるを得ません。総理の御認識を伺います。

海上自衛隊の補給活動は各国に対して無償で行われておりますが、このところの原油価格高騰から防衛予算を圧迫しております。また、自衛隊には限られた数の補給艦しかありません。日本周辺で北朝鮮の脅威が高まる中、あり余る装備を有しているわけではない自衛隊にとって最も重要な任務である我が国の防衛に支障を来すのではない

か。逆に、アフガニスタンのテロ対策は、現地の人々を主役とした国づくりには尽きるのではない

か。延長の必要性を国会で事前に検証できないようでは、結局現地のニーズにこたえることもできず、また、日本の専守防衛能力にも不安を与えかねません。延長の必要性について総理、防衛庁長官の御所見を伺います。

我が国自衛隊が燃料補給支援を行つて五年がたちます。アフガニスタンの治安状況は悪化の一途をたどっております。政府は、海上自衛隊の優れた給油能力が各国から極めて高く評価されているとしていますが、評価の基準が違うのではないで

しょうか。我が国はガソリンスタンドではありません。

テロの原因となる貧困や雇用の改善、DDR、地雷対策、警察支援、復興支援など我が国らしい施策にもっと力を入れるべきではないか。テロ特措法のなし崩しの延長は、つまるところ我が国のテロ対策の戦略欠如なのではないか、防衛庁長官の明快な答弁を求めます。

政府は、従来から自衛隊の撤収時期を決める明確な条件を示しておりません。テロとの闘いは、つまるところ安心して暮らせる地域づくりであり、モグラたたきを繰り返すことではありません。

近年、タリバンが再度力を付け始め、海上阻止活動の必要性が近い将来なくなる可能性は極めて低いと言わざるを得ません。国際協力と言うだけではなく、撤収時期についての我が国が自らの指針を示すべきではないでしょうか。先の見えない延長に自衛隊は過大な負担を強いられています。出口戦略を持たずに半年、一年の延長を繰り返すのではなく、撤収時期についての総理の明確な御答弁をお願いします。

さて、我々の世代は戦争経験を持ちませんが、同時に安全保障の環境も大きく変わつてまいりました。冷戦後の今日、もはや国家間の戦争はほとんど姿を消し、代わつて主権国家内部での武力紛争や大規模な人権侵害が次々に勃発しております。停戦合意に基づいたPKOも少なくなり、よ

官 報 (号 外)

り複雑な使命を持つ各国の部隊が多数の紛争当事者と難民との間で活動を強いられています。主権国家の内外で、武装集団が無差別に一般市民を標的とし、大規模で組織的な人道侵害が現在進行形で行われている事態に我が国はどうか対応していくのか。

ある国家が自らの国民を保護する能力も意思も持たない場合、国際社会がこれに代わって被害者を保護する責任を負うという保護する責任の考え方は、アナン事務総長の提案を受けて、世界各地での議論を経て昨年の国連サミットで正式に認知されました。この保護する責任に対する総理、外務大臣、防衛庁長官の御認識を伺います。

次に、集団的自衛権について伺います。

総理はさきの所信表明演説等で、いかなる場合が憲法で禁止されている集団的自衛権の行使に該当するか、個別具体的な例に即してよく研究すると述べられております。

個別的にせよ集団的にせよ、自衛権の行使は、我が国が急迫不正の侵害を受け、ほかにこれを防ぐ手段がなく、必要最小限の武力を行使するということなのか、それとも、世界の中の日米同盟として安保理の決議なしに世界の果てまで出掛けていくことなのか、明快な答えの出ない現状において国民の不安は高まる一方です。この研究に懸ける総理の思いを伺います。

さらに、国連集団安全保障は、そもそも同盟関係に基づく平和が機能しなかった歴史に踏まえて

制度ができたわけですから、現在不完全な集団安全保障に対して、我が国からもその未来像を構想すべきと考えますが、併せて総理の御決意を伺います。

さて、人間の安全保障を国の外交方針としていくのは世界でもカナダと日本だけであります。専守防衛で国を守り、人間の安全保障を指針として国際的な平和協力活動を行っていくわけですが、治安維持、人道支援、開発、社会制度構築支援など、あらゆる形で支援が必要となります。にもかかわらず、我が国ではなぜ保護する責任を人間の安全保障と分けて考えるのか、総理と外務大臣の御所見を伺います。

次に、我が国の安保理常任理事国入りについて伺います。

国連が公正かつ強力な世界の警察機能を持つまでに成長することは、日本国憲法にとって本来不可分の前提であります。しかし、現在のところ、国連は拒否権を持つ五大国の力関係で動く現実であり、今の国連に地域代表制や経済力に見合った発言力を認めさせて日本の常任理事国入りを目指すのは楽観的に過ぎるのではないのでしょうか。あくまでも常任理事国入りを目指すのか、そうでなければどういう形で国連を活用するのか、どのように国連に貢献をするのか、総理、外務大臣の認識をお聞かせください。

北朝鮮の核実験はゆゆしき事態であります。しかも、テロの脅威は核やミサイルに限らず、航空

機や地下鉄、水道、送電線、原子力発電所など重要インフラへの攻撃、さらにはNBCテロによる攻撃の可能性を想定しなければなりません。

宣戦布告して始まる戦争ではない、日常生活が突然非常事態になってしまう状況にどう対応するのか、国土交通大臣及び国家公安委員長に国民を守る覚悟とその準備について伺います。

次に、難民対策について伺います。

アフガニスタンの人口約三千万人のうち、ピーク時の国外難民が五百から六百万人、国内難民が百十から百五十万人と推定されていました。実に人口の二割であります。近年多くの難民が帰国しましたが、いまだにパキスタンに百八十五万人、イランに八十万人、国内に十八万人が難民生活を強いられています。現在でも人口の一割に相当します。

同じように、もし北朝鮮において国家が崩壊するような大きな混乱が起これば、数百万人単位の難民が出ることは必至であります。中国、韓国、ロシアの国境を越えて難民が避難した場合の我が国の対応、ボートに乗って我が国に避難してくる難民の受入れなどについて、総理及び外務大臣の御所見を伺います。

パールハーバーのときには米国在住日系人が強制収容所に送られましたが、その際にいろいろな悲劇があったと聞いております。日常的に仲良く暮らしていても、いったん非常事態となれば世間が異常な心理に覆われ、誹謗中傷が行われます。

また、九四年のルワンダにおいては百日間で八十万の虐殺が行われましたが、その際、扇動的なラジオ放送の影響が指摘されています。

テロや不測の事態が起こったときに、暴動やリンチを避けるためにどのような施策を講じているのでしょうか。非常事態であればあるほど正しい情報を伝え、冷静な対応を促すことが重要となります。日常からの準備が必要と考えますが、国家公安委員長、防衛庁長官の御所見を伺います。

最後に、法の支配とICCについて伺います。我が国が国連安保理においてダルフルの大量虐殺をICC、国際刑事裁判所に付託することに賛成票を投じ、また、米国はその際拒否権を行使しませんでした。

私は、この夏、ダルフルの難民キャンプにNGOの一員として行ってまいりましたが、法の支配とはほど遠いところで百八十万の難民が生活をしております。

現地で今必要なのは、殺害やレイプからの安全、水、食料、住居、医療、燃料、学校などすべての社会インフラであります。ICCがこの地域に管轄権を持ったことの意味は表面的には見えませんが、組織的に広範囲に行われる重大な人道に対する罪に不処罰はないという強いメッセージを発し、これを許さず、犯罪の連鎖を断ち切り、もって大量虐殺やジェノサイドを法の支配で予防することができるということを確信いたします。紛争地域での被害者救済は医師や看護師の崇高

な仕事でありますが、そうした活動に協力して紛争の原因を取り除くのは正に政治の仕事であります。来年の通常国会での審議が予定されております我が国のICC、国際刑事裁判所条約締結に向けた総理と外務大臣の取組と決意をお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 犬塚直史議員にお答えいたします。

日本国憲法制定の際の芦田委員長の御発言についてのお尋ねがありました。

現行憲法が持っている主権在民、自由と民主主義、そして基本的な人権、平和主義といった原則は普遍的な価値であり、当時の日本国民が希求していたものであるというのも事実であると思います。他方で、占領軍の影響下において憲法が制定されたことも事実であり、いかに中身がすばらしいものであっても、憲法が基本法である以上、その制定過程にはこだわらざるを得ないと考えています。こうした観点から、私は、やはり私たち自身の手で新しい憲法を作っていくことが必要であると考えております。

テロ対策特措法に基づく対応措置の実施について、国会の事前承認とすべきとお尋ねがありました。

法案作成時において、国会で十分に御審議をいただいた上で本法律が成立する運びとなれば、自衛隊派遣について基本的に国会の同意が得られた

とみなし得ると考えたことから、国会との関係については事後承認といたしました。

テロ対策特別措置法の延長についてのお尋ねがありました。

国際社会によるテロとの闘いは依然続いており、我が国は国際協調の下、テロとの闘いを我が国自身の問題と認識し、引き続き重要な役割を果たさなければならないと考えており、このためテロ特措法の延長が必要であると考えております。

なお、我が国の防衛に遺漏なきを期することは国政を預かる者の当然の責務であり、その万全を図つてまいります。

テロ対策特措法に基づく対応措置の終了の条件についてのお尋ねがありました。

米国、英国等の海上阻止活動は、テロリストの活動に対して大きな抑止効果を発揮しており、海上自衛隊による給油は当該活動に不可欠な支援となつております。

対応措置の終了条件について一概に申し上げることは困難ですが、テロとの闘いへの国際社会の取組の推移や、我が国にふさわしい役割を果たしていく上で自衛隊の活動を継続する必要性等を十分に勘案し、適切に判断してまいります。

激動する国際社会の状況に対する我が国の取組についてのお尋ねがありました。

複雑で多様化する地域紛争が頻発するなど、近年の国際情勢は大きく変化しています。その中で、平和を構築し個々の尊厳を守ることは、国際

社会の安定と発展にとり極めて重要な課題であります。我が国としては、このような国際社会の状況も念頭に置きつつ、国際平和協力法等に基づく様々な取組やODAによる支援を今後とも適切に行つていく考えであります。

保護する責任についてのお尋ねがありました。

昨年の国連首脳会合成果文書では、各国が、大量殺りく、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する犯罪から自国民を保護する責任を負うとされています。また、国際社会は、これらの犯罪人から人々を保護するため、適切な平和的手段を用いる責任を負うとともに、仮に平和的手段が不十分であり、国家当局が自国民の保護に明らかに失敗している場合、状況に応じ、安保理を通じて行動する用意があるとされています。

このような国連における議論を踏まえ、我が国としても、国連憲章及び憲法を含む我が国法制度の下で、具体的な事例を勘案しつつ適切に対応していくことが重要と考えます。

集団的自衛権についてのお尋ねがありました。

私は、内閣総理大臣として、国民の生命、財産の保護にあずかる立場から、集団的自衛権の問題を真剣に研究することは当然の事柄であると認識しております。

政府としては、これまでの憲法解釈や国会における議論の積み重ねを十分に尊重しつつ、大量破壊兵器やミサイルの拡散、テロとの闘いといった国際情勢の変化や武器技術の進歩、我が国の国際

貢献に対する期待の高まりなどを踏まえ、日米同盟がより効果的に機能し、平和が維持されるようにするため、いかなる場合が憲法で禁止されている集団的自衛権の行使に該当するのか、個別具体的な事例に即し、よく研究をしてまいります。

国連における集団的安全保障の在り方についてのお尋ねがありました。

国連創設時に目指していた集団安全保障体制が前提としていたいわゆる正規の国連軍は、現在存在していません。したがって、今日の国際社会の状況にかんがみれば、各国が日米同盟のような同盟関係の構築を含め、最も適切な方法で国家、国民の安全を確保するのは当然であります。

また、国際社会の平和と安定の実現及び維持のためには、安全保障面における国連の諸活動も重要な役割を果たしていると認識をしており、我が国としてもこうした活動にも引き続き積極的に寄与してまいります。

国際的な平和協力活動における保護する責任と人間の安全保障についてのお尋ねがありました。

昨年の国連首脳会合成果文書では、我が国が推進する人間の安全保障が言及され、国連総会で討議して定義を行うこととなりました。今後、御指摘の点も含め、加盟国間で議論がなされるものと思われませんが、我が国としては、人間の安全保障が国連における重要な指針となるよう努力していく考えであります。

次に、日本の国連安保理常任理事国入りについて

官 報 (号 外)

てのお尋ねがありました。

戦後つくられた国連を二十一世紀にふさわしい国連に変えていくためにも、日本が安全保障理事会の常任理事国となつて、しっかりとその責任を果たしていかなければならないと考えています。我が国の常任理事国入りを目指し、国連改革に引き続き取り組んでまいります。

また、我が国は、世界の平和と繁栄のために国連が果たす役割を重視しています。改革の実現に向けた努力を進めると同時に、安全保障、開発、人権等様々な面において、国連を通じて国際社会の努力に引き続き積極的に貢献し、協力していく考えであります。

北朝鮮からの難民の受入れについてお尋ねがありました。

我が国に避難民が到着する事態となった場合は政府全体として対処する必要があるものと考えており、我が国の安全に及ぼす影響はもちろんのこと、その受入れ体制、人道的観点も考慮しつつ、適切に対処してまいれる所存であります。

国際刑事裁判所、ICC規程の締結についてお尋ねがありました。

我が国は、国際社会における深刻な犯罪の発生を防止し、もって国際社会の平和と安全を維持する観点から、ICCの設立を一貫して支持してまいりました。現在、関係省庁で必要な国内法整備に取り組んでいます。

政府としては、国会の御承認を得て二〇〇七年

中にICC規程を締結できるようにすることを目指し、必要な作業を着実に進めていきたいと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。（拍手）

（国務大臣久間章生君登壇、拍手）

○国務大臣（久間章生君） 犬塚議員にお答えをいたします。

まず、テロ特措法の延長についてお尋ねがありました。

国際社会がテロとの闘いを継続している中、国際社会の責任ある一員として我が国がテロとの闘いに引き続き積極的かつ主体的に寄与するため、テロ特措法の延長が必要であると考えております。

なお、我が国の防衛に遺漏なきを期することは当然であります。

次に、我が国の支援の在り方についてお尋ねがありました。

我が国は、テロとの闘いに寄与するため給油等の支援を実施しており、カルザイ大統領からも評価されております。さらに、アフガニスタンに対し、和平プロセス、治安改善、人道復興支援を三本柱とし、総額約十一億ドルの支援を行ってきております。

今後、これらの施策を継続し、我が国にふさわしい役割を担っていくことが重要であると考えております。

次に、保護する責任についてお尋ねがありました。

保護する責任に関しては、総理がお答えしたとおりであります。国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動については、国連憲章及び憲法を含む我が国法制度の下で、防衛庁としても適切に取り組む所存であります。

最後に、テロ等に際して、国民への正確な情報伝達についてお尋ねがありました。

テロ等の緊急事態が発生した場合には、国や地方公共団体は発生事態や実施措置の状況等につき、正確な情報を国民に提供することとされております。防衛庁としても、かかる事態に際して、関係機関と連携しつつ、自衛隊のつた実施措置を含め、所要の情報を適時適切に提供することといたしております。（拍手）

（国務大臣麻生太郎君登壇、拍手）

○国務大臣（麻生太郎君） 犬塚先生より五問のうち三問をさせていただきます。

まず、保護する責任についてお尋ねがあつております。

総理がお答えされましたとおり、保護する責任を果たすことが求められる場合には、我が国といたしましても、国連におきます議論が今行われております。国連にのみならず、我が国法制度の下で具体的事例というものを勘案しつつ適切に対応していくことは重要と考えております。

次に、国際的な平和協力活動における保護する責任と人間の安全保障についてのお尋ねがありました。

これも総理がお答えされましたとおり、今後、御指摘のありました点も含めまして、加盟国間でこれは議論が今スタートしたばかりであります。これから議論がされるものと思っております。日本としては、我が国が提唱いたします人間の安全保障という考え方が国連におきます重要な指針となるよう、今後努力をしてまいらうと思っております。

次に、日本の国連安全保障常任理事国入りについてのお尋ねがあつておりました。

御存じのように、第二次大戦直後につくられた国連を二十一世紀にふさわしい国連に変えていくためにも、日本が安全保障理事会の常任理事国となつてしっかりとその責任を果たしていかなければならないと考えております。したがって、日本が常任理事国入りを目指し、国連改革に引き続き取り組んでまいれることは当然のことだと存じます。

また、日本は、世界の平和と繁栄のために国連が果たす役割そのものを重視いたしております。改革の実現に向けた努力を進めると同時に、安全保障、開発、人権など様々な面におきまして、国連を通じて国際社会での努力に引き続き積極的に貢献し、協力をしてまいりたいと考えております。

次に、北朝鮮の体制崩壊に伴う難民の流入についてのお尋ねがっております。

政府としては、これはあらゆる事態が想定されますが、準備をしていくことは重要であります。

難民が流入することという事態になれば、これは、日本の受入れ体制や人道的観点というものを考慮しつつ、これは適切に対応していかなきゃならぬところであろうと思います。

なお、現時点において、北朝鮮の現体制が直ちに崩壊するような兆候があるわけではありませ

ん。いずれにせよ、日本といたしましては、引き続き北朝鮮に対して対話と圧力と、この一貫した考えの下、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を外交的手段により解決するために全力を傾ける所存であります。

最後に、国際刑事裁判所、通称ICCと言われる規程の締結についてお尋ねがありました。

これも総理からお答えがありましたとおり、日本はICCの設立を一貫してこれまでも支持してまいりました。外務省といたしましては、ICC規程を可能な限り早く締結したいと考えております。平成十九年度の概算要求に、加盟国としての支払義務というものの、ICCの分担金約十九億八千万か、というものを計上いたしております。

外務省といたしましては、関係省庁と緊密に協議をしつつ、国会の御承認を得まして、二〇〇七年にICC規程を締結できるようにすることを目

指して、同規程の実施のための国内法の準備を始めとする必要な作業を着実に進めていきたいと考えております。(拍手)

(国務大臣冬柴鐵三君登壇、拍手)

○国務大臣(冬柴鐵三君) ただいまテロによる攻撃など非常事態への対応についてお尋ねがありました。

公共交通機関や重要施設のテロ対策は、国民生活の安全、安心を確保する観点から、国土交通省の最重要課題の一つとして取り組んでおります。

具体的には、関係機関との連携の下、航空における保安検査の厳格な実施、鉄道における監視カメラの増設、海上保安庁による原子力発電所等の警備などの措置を行い、定期的に点検を実施しております。特に、今回の北朝鮮核実験事案を受けて、不測の事態に備え、所管の事業者や施設管理者に対しテロ対策の再徹底を指示しているところであります。

今後も、警察など関係省庁と連携しつつ、情勢に応じてテロ対策の強化等を図ってまいります。(拍手)

(国務大臣溝手頭正君登壇、拍手)

○国務大臣(溝手頭正君) 犬塚先生の御質問にお答えいたします。

まず初めに、国内のテロ対策についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、テロの脅威につきましては、公共交通機関や原子力関連施設等に対する攻撃の

ほか、NBCテロについても想定する必要があるがございます。

警察といたしましては、事前にいかにその兆候をつかむかが重要であり、そのためには徹底した情報収集が必要であると認識いたしております。

その上で、警察ではNBCテロに備えたNBCテロ対策部隊や原子力関連施設を警戒する銃器対策部隊等を設置しており、関係行政機関や事業者等と合同訓練を行うなどして各種テロに備えているところであります。

引き続き、関係機関との連携を強化しながら、各種テロ対策を強化してまいる所存であります。次に、テロ等が起った場合の混乱を避けるための施策についてであります。

警察といたしましては、各種事態の正しい情報を地域住民に積極的に広報することにより、混乱の発生を未然に防止するように努めるとともに、混乱が発生した場合には、直ちに正確な状況を把握し、不測の事態に対処するため、機動隊等の部隊を早期に投入して混乱の拡大防止に努めることとしております。

以上でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四分散会

出席者は左のとおり。

議長 扇 千景君
副議長 角田 義一君

議員	近藤 正道君	鰐淵 洋子君
又市 征治君	谷合 正明君	
澤 雄二君	小泉 昭男君	
大田 昌秀君	遠山 清彦君	
浮島とも子君	小池 正勝君	
淵上 貞雄君	渡辺 孝男君	
福本 潤一君	世耕 弘成君	
鶴保 庸介君	福島みずほ君	
加藤 修一君	西田 実仁君	
松 あきら君	山内 俊夫君	
中川 義雄君	山下 栄一君	
山口那津男君	荒木 清寛君	
林 芳正君	浅野 勝人君	
浜四津敏子君	風間 昶君	
草川 昭三君	木庭健太郎君	
南野知恵子君	吉村剛太郎君	
山崎 正昭君	溝手 頭正君	
若林 正俊君	田村耕太郎君	
北川イッセイ君	河合 常則君	
関口 昌一君	椎名 一保君	
坂本由紀子君	末松 信介君	
中川 雅治君	二之湯 智君	
野村 哲郎君	川口 順子君	
荻原 健司君	岡田 直樹君	

秋元 司君	山谷えり子君	谷川 秀善君	中島 真人君	松岡 徹君	津田弥太郎君	議員派遣中の議員
柏村 武昭君	山本 順三君	中原 爽君	青木 幹雄君	犬塚 直史君	水岡 俊一君	加納 時男君
加治屋義人君	小斉平敏文君	陣内 孝雄君	中曽根弘文君	紙 智子君	鈴木 寛君	高野 博師君
中村 博彦君	岡田 広君	山東 昭子君	竹山 裕君	榎葉賀津也君	大門実紀史君	
大仁田 厚君	岸 宏一君	関谷 勝嗣君	倉田 寛之君	井上 哲士君	羽田雄一郎君	
山崎 力君	常田 享詳君	鈴木 陽悦君	尾立 源幸君	谷 博之君	藤原 正司君	議長の報告事項
田村 公平君	田浦 直君	藤末 健三君	富岡由紀夫君	山根 隆治君	緒方 靖夫君	去る十一日議長において、次のとおり常任委員の
岩城 光英君	佐藤 昭郎君	松下 新平君	荒井 広幸君	小池 晃君	内藤 正光君	辞任を許可し、その補欠を指名した。
阿部 正俊君	岩永 浩美君	藤本 祐司君	足立 信也君	朝日 俊弘君	平田 健二君	国家基本政策委員
魚住 汎英君	泉 信也君	那谷屋正義君	白 眞勲君	家西 悟君	工藤堅太郎君	辞任
金田 勝年君	北岡 秀二君	下田 敦子君	小林 正夫君	吉川 春子君	市田 忠義君	補欠
景山俊太郎君	市川 一朗君	柳澤 光美君	喜納 昌吉君	今泉 昭君	奥石 東君	西島 英利君
狩野 安君	佐藤 泰三君	主濱 了君	芝 博一君	築瀬 進君	伊藤 基隆君	紙 智子君
尾辻 秀久君	田中 直紀君	池口 修次君	大江 康弘君	千葉 景子君	岡崎トミ子君	井上 哲士君
清水嘉与子君	小野 清子君	若林 秀樹君	平野 達男君	前田 武志君	佐藤 泰介君	辞任
鴻池 祥肇君	松田 岩夫君	松井 孝治君	広野ただし君	柳田 稔君	北澤 俊美君	補欠
杓掛 哲男君	片山虎之助君	小川 敏夫君	櫻井 充君			外添 要一君
水落 敏栄君	藤野 公孝君	福山 哲郎君	浅尾慶一郎君			小野 清子君
長谷川憲正君	神取 忍君	木俣 佳丈君	加藤 敏幸君			高橋 千秋君
松村 祥史君	田村 秀昭君	山本 孝史君	円より子君			森 ゆうこ君
岸 信夫君	吉田 博美君	小林 元君	佐藤 道夫君			柳田 稔君
舩添 要一君	福島啓史郎君	高嶋 良充君	田名部匡省君			高野 博師君
愛知 治郎君	西島 英利君	江田 五月君	西岡 武夫君			遠山 清彦君
小林 温君	段本 幸男君	広中和歌子君	渡辺 秀央君			井上 哲士君
野上浩太郎君	木村 仁君	山下八洲夫君	大石 正光君			補欠
中島 啓雄君	山本 一太君	郡司 彰君	蓮 舫君			補欠
大野つや子君	松村 龍二君	林 久美子君	広田 一君			補欠
保坂 三蔵君	矢野 哲朗君	仁比 聡平君	島田智哉子君			補欠
脇 雅史君	太田 豊秋君	前川 清成君	小林美恵子君			補欠

懲罰委員

辞任

補欠

小野 清子君

舛添 要一君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

予算委員会

理事 愛知 治郎君 (藤井基之君の補欠)

理事 金田 勝年君 (木村仁君の補欠)

理事 坂本由紀子君 (小泉顕雄君の補欠)

理事 中島 啓雄君 (鶴保庸介君の補欠)

理事 吉村剛太郎君 (市川一朗君の補欠)

理事 佐藤 雄平君 (平野達男君の補欠)

理事 芝 博一君 (辻泰弘君の補欠)

理事 澤 雄二君 (魚住裕一郎君の補欠)

同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。

北朝鮮の核実験に抗議し、すべての核兵器及び核計画の放棄を求める決議

同日議員から次の質問主意書が提出された。

歯科医療に係る診療報酬点数等に関する質問主意書(櫻井充君提出)(第七号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

日米同盟の「双務性」に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第四号)

国外で作成された歯科技工物の取扱に関する質問主意書(大久保勉君提出)(第五号)

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の

二の規定に基づく「高速道路の建設事業に係る入札・契約制度の見直しの状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「成田国際空港株式会社における空港施設等の整備事業に係る入札・契約の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「関西国際空港の経営において、長期有利子債務の確実な償還を図り、安定的な経営基盤を確立するため、経営改善に努めることが必要な事態について」の報告を受領した。

去る十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

補欠

前川 清成君

西岡 武夫君

魚住裕一郎君

谷合 正明君

予算委員

辞任

補欠

池口 修次君

藤末 健三君

高橋 千秋君

白 眞勲君

西岡 武夫君

前川 清成君

広野ただし君

足立 信也君

浮島とも子君

山本 保君

谷合 正明君

魚住裕一郎君

仁比 聡平君

小林美恵子君

決算委員

辞任

補欠

足立 信也君

広野ただし君

白 眞勲君

高橋 千秋君

藤末 健三君

池口 修次君

小林美恵子君

仁比 聡平君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案(園田康博君外一名提出)(衆第一号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

政府開発援助の適切な使用に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第八号)

北朝鮮によるミサイル実験及び核実験と日朝平壤宣言等との関係等に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第九号)

去る十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

補欠

谷合 正明君

魚住裕一郎君

予算委員

辞任

補欠

足立 信也君

広野ただし君

浅尾慶一郎君

池口 修次君

魚住裕一郎君

遠山 清彦君

山本 保君

木庭健太郎君

小林美恵子君

市田 忠義君

決算委員

辞任

補欠

池口 修次君

浅尾慶一郎君

広野ただし君

足立 信也君

仁比 聡平君

小林美恵子君

議院運営委員

辞任

補欠

高野 博師君

浮島とも子君

遠山 清彦君

谷合 正明君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案(閣条第三号)

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案(閣条第四号)

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施に関し承認を求めるの件(閣承認第一号)

同日議員から次の懲罰動議が提出された。
議員森ゆうこ君を懲罰に付するの動議(脇雅史君外七名提出)

去る十六日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交防衛委員

辞任

喜納 昌吉君

補欠

主濱 了君

白 眞勲君

加藤 敏幸君

文教科学委員

辞任

林 久美子君

補欠

柳澤 光美君

厚生労働委員

辞任

柳澤 光美君

補欠

林 久美子君

農林水産委員

辞任

主演 了君

補欠

喜納 昌吉君

国土交通委員

辞任

加藤 敏幸君

補欠

白 眞勲君

予算委員

辞任

藤末 健三君

補欠

浅尾慶一郎君

市田 忠義君

紙 智子君

決算委員

辞任

浅尾慶一郎君

補欠

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

安倍内閣総理大臣の歴史認識に関する再質問主
意書（喜納昌吉君提出）（第六号）

歯科医療に係る診療報酬点数等に関する質問主
意書（櫻井充君提出）（第七号）

政府開発援助の適切な使用に関する質問主意書
（白眞勲君提出）（第八号）

北朝鮮によるミサイル実験及び核実験と日朝平
壤宣言等との関係等に関する質問主意書（白眞
勲君提出）（第九号）

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交防衛委員

辞任

加藤 敏幸君

補欠

白 眞勲君

主演 了君

喜納 昌吉君

文教科学委員

辞任

柳澤 光美君

補欠

林 久美子君

厚生労働委員

辞任

林 久美子君

柳澤 光美君

農林水産委員

辞任

喜納 昌吉君

補欠

主演 了君

国土交通委員

辞任

白 眞勲君

補欠

加藤 敏幸君

国家基本政策委員

辞任

北川イツセイ君

補欠

岸 信夫君

同日次

同日次

決算委員

辞任

岸 信夫君

補欠

北川イツセイ君

同日委員会において選任した理事は次のとおりで
ある。

外交防衛委員会

理事 岡田 直樹君（浅野勝人君の補欠）

理事 浅尾慶一郎君（榛葉賀津也君の補欠）

文教科学委員会

理事 蓮 舫君（鈴木寛君の補欠）

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員喜納昌吉君提出日米同盟の「双務性」
に関する質問に対する答弁書（第四号）

参議院議員大久保勉君提出国外で作成された歯
科技工物の取扱いに関する質問に対する答弁書
（第五号）

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

岸 信夫君

補欠

北川イツセイ君

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の
二の規定に基づく「財投機関における財政投融资
改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処
理の状況について」の報告を受領した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五
条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止
の実施に関し承認を求めるの件（閣承認第一号）

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国におい
て発生したテロリストによる攻撃等に対応して
行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外
国の活動に対して我が国が実施する措置及び関
連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関
する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法
第一号）

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院
は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の
とおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順
序は頭書のとおり決定した旨の通知書を受領し
た。

記

裁判官弾劾裁判所裁判員

杉浦 正健君（衛藤征士郎君の補欠）

去る十九日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教科学委員

辞任

北岡 秀二君

補欠

中島 啓雄君

国土交通委員

辞任

中島 啓雄君

補欠

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五
条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止
の実施に関し承認を求めるの件（閣承認第一号）

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国におい
て発生したテロリストによる攻撃等に対応して
行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外
国の活動に対して我が国が実施する措置及び関
連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関
する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法
第一号）

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院
は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を左記の
とおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順
序は頭書のとおり決定した旨の通知書を受領し
た。

記

裁判官弾劾裁判所裁判員

杉浦 正健君（衛藤征士郎君の補欠）

同 予備員

第二 上川 陽子君 (望月義夫君の補欠)
第四 早川 忠孝君 (高市早苗君の補欠)

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官訴追委員予備員を左記のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨の通知書を受領した。

記

裁判官訴追委員予備員

第四 木村 勉君 (渡辺具能君の補欠)
第五 伊藤 渉君 (太田昭宏君の補欠)

去る二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 補欠

前田 武志君 佐藤 雄平君
遠山 清彦君 高野 博師君

外交防衛委員

辞任 補欠

高野 博師君 遠山 清彦君

文教科学委員

辞任 補欠

中島 啓雄君 北岡 秀二君

国土交通委員

辞任 補欠

北岡 秀二君 中島 啓雄君
佐藤 雄平君 前田 武志君

予算委員

辞任 補欠

佐藤 雄平君 小川 敏夫君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際問題に関する調査会委員

辞任 補欠

佐藤 雄平君 木俣 佳丈君

同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 補欠

大久保 勉君 山本 孝史君

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員喜納昌吉君提出安倍内閣総理大臣の歴史認識に関する再質問に対する答弁書(第六号)

参議院議員櫻井充君提出歯科医療に係る診療報酬点数等に関する質問に対する答弁書(第七号)
参議院議員白眞勲君提出政府開発援助の適切な使用に関する質問に対する答弁書(第八号)
参議院議員白眞勲君提出北朝鮮によるミサイル実験及び核実験と日朝平壤宣言等との関係等に関する質問に対する答弁書(第九号)

日米同盟の「双務性」に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十八年十月六日

参議院議長 扇 千景殿
喜納 昌吉

日米同盟の「双務性」に関する質問主意書

安倍内閣総理大臣は従来より、日米同盟の「双務性」を高める必要性を強調してきた。安倍内閣総理大臣の姿勢からは、「双務性が足りない」との認識が見受けられる。

そこで、安倍内閣総理大臣に対し、日米同盟の「双務性」の内容等について、以下質問する。

一 日本政府はこれまで毎年、在日米軍のために巨額の「思いやり予算」を支出してきたが、本来ならば米軍が支払って当然の項目ばかりである。このような重い負担を強いられているにもかかわらず、これを「双務性」の負担だと認識しているのか、明らかにされたい。また、「思いやり予算」の昨年度の執行額及び今年度の予算額を示すとともに、「思いやり予算」以外の日米安全保障条約の関連支出についても同様に明らかにされたい。

二 在日米軍施設・区域の約七十五パーセントが集中している沖縄県を始め、日本の多くの自治体には、基地、演習場などの米軍施設が置かれている。沖縄の現実にも照らしても明確なように、これほど重すぎる「双務性」の負担はないと考えるが、認識を明らかにされたい。

三 日本人、とりわけ沖縄民族を始めとする米軍基地を多く抱える地域の住民は、「不平等条約」と言っても決して過言ではない日米地位協定のくびきに長年苦しめられてきた。「双務性」を主張する前に、日米地位協定の改正による平等化こそ急ぐべきではないか。この点につき、見解

を明らかにされたい。

四 日本は、高額の米国製兵器類を大量に輸入してきた。このことも「双務性」の一端を補っていると考えるが、認識を明らかにされたい。

五 安倍内閣総理大臣のねらいどおり「双務性」を高めていけば、日本で軍産複合体が更に成長し、福祉予算などが一層削減されるなど国家予算を食い荒らし、民主制度を歪めることにもなりかねない。日本人の多くが抱くこのような懸念についての認識を明らかにされたい。

六 在沖縄米軍海兵隊のグアム島移転に関連し、日本人は、小泉前政権の約束によって、支払い根拠が定かではない膨大な「移転費」を負担させられることになった。これは理不尽であり、「双務性」の逸脱と言えないと考えるが、認識を明らかにされたい。

七 一から六までの答弁を踏まえ、安倍内閣総理大臣の言う「双務性」とは何かを具体的に明らかにされたい。また、「双務性」を高める必要性について、その理由を明確に示されたい。

八 安倍内閣総理大臣の言う「双務性」は一般的には、「集団的自衛権」すなわち「日米両軍合同の海外展開」を将来的に確立することだと解釈されている。数多くの世論調査で明らかかなように、日本人有権者の多くはそのようなことは望んでいない。ましてや、海外に「出兵」させられる可能性のある若者たちの大多数は、それを望んでいないどころか反対している。安倍内閣総理大臣は、二〇〇四年四月にワシントンで講演

した際、「双務性を高めることによって、我々の主張を米国に言うことができる、という信念に基づき、祖父は一九六〇年の安保改定を断行した」との趣旨を発言している。安倍内閣総理大臣は、海外出兵を望まない現在の日本人の世論よりも、岸信介元内閣総理大臣の遺志の方が大切だと考えているのか、明確に示されたい。右質問する。

平成十八年十月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員喜納昌吉君提出日米同盟の「双務性」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜納昌吉君提出日米同盟の「双務性」に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「双務性」の負担の内容が必ずしも明らかではないが、政府としては、厳しい財政事情にも十分配慮しつつ、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保のため、在日米軍駐留経費負担につき適切に対応してきているところである。

事務費等を除く在日米軍駐留経費負担に係る平成十七年度における決算額は約二千三百八十八億円であり、在日米軍駐留経費負担に係る平成十八年度における予算額は約二千三百二十六

億円である。お尋ねの「思いやり予算」以外の日米安全保障条約の関連支出については、その内容が必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

二について

在日米軍の施設及び区域が所在する地方公共団体(以下「地元」という。)の負担については、政府としてこれを十分に認識している。今般の在日米軍の兵力構成の見直しは、在日米軍が有している抑止力を維持しつつ、地元の負担の軽減を図るものであり、政府としては、沖縄県等の地元の切実な声によく耳を傾け、地域振興策等についてもしっかりと取り組むことにより、これを着実に実施していく考えである。

三について

お尋ねの「平等化」の内容が必ずしも明らかではないが、政府としては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号)については、その時々の問題について運用の改善により機敏に対応していくことが合理的であるとの考えの下、引き続き運用の改善に努力していく考えである。

四について

お尋ねの「双務性」の一端を補っている」の内容が必ずしも明らかではないが、政府としては、装備品の取得については、性能及び価格に

加え、維持、補給及び教育訓練の容易性、我が国独自の改善の必要性等も考慮した費用対効果に関する検討に基づき適切に判断してきたところである。

五について

政府としては、「中期防衛力整備計画(平成十七年度・平成二十一年度について)(平成十六年十二月十日閣議決定)」、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について(平成十八年五月三十日閣議決定)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇六について」(平成十八年七月七日閣議決定)にあるように、(平成十八年七月七日閣議決定)にあるように、厳しい財政事情の下、政府全体として一層の経費の節減合理化を行う中で、防衛関係費においても、国の他の諸政策との調和を図りつつ、更に思い切った合理化・効率化を行い、効率的な防衛力整備に努めることとしている。

六について

お尋ねの「双務性」の逸脱」の内容が必ずしも明らかではないが、政府としては、沖縄県に所在する海兵隊部隊のグアムへの移転については、在日米軍の施設及び区域が集中する沖縄県の負担の軽減にとつて極めて重要であり、我が国としても所要の経費を分担し、これを早期に実現することとしている。

七及び八について

安倍内閣総理大臣は、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保するためには、その基礎

となる日米両国間の信頼関係を常に確固たるものとしておく必要がある、そのためには、日米両国が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号)及び関連取極の下でそれぞれの能力に基づいて適切な貢献を行うべく平素から一層努力していかなければならないとの趣旨を「双務性を高める」努力として述べているものと承知している。

なお、集团的自衛権については、政府としては、大量破壊兵器やミサイルの拡散、テロとの闘いといった国際情勢の変化や、武器技術の進歩、我が国の国際貢献に対する期待の高まりなどを踏まえ、日米同盟がより効果的に機能し、平和が維持されるようにするため、いかなる場合が憲法で禁止されている集团的自衛権の行使に該当するのか、個別具体的な例に即し、よく研究していく考えである。

国外で作成された歯科技工物の取扱いに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十八年十月六日

大久保 勉

参議院議長 扇 千景殿

国外で作成された歯科技工物の取扱いに関する質問主意書

歯科技工法(以下「本法」という。)では、試験及び免許により国内において歯科技工に携わる者の資格を定め、これをもって歯科技工業務の適正性を規律している。しかるに近年では、国外で歯科技工物を作成し、これを輸入して患者に供する事例が散見される。国外で作成された歯科技工物(以下「国外作成物」という。)は、本法の定めた有資格者が作成したものでない場合が多いことから、安全性が適格に担保されておらず、口腔及び身体に重大な影響を及ぼしかねない。

そこで、「歯科医療に係る診療報酬点数等に関する質問主意書」(第一六四回国会質問第八〇号)とその答弁も踏まえ、以下のとおり質問する。

一 平成八年度から平成十七年度までの各年度別の国外作成物の輸入量及び輸入金額をそれぞれ明らかにされたい。

二 歯科技工に関して十分な知識と技術を必ずしも持ち得ない者が作成した国外作成物の濫用は、国内において試験及び免許が義務付けられている歯科技工士との公平性に欠けるとともに、資格によって歯科技工業務の適正性を規律するという本法の目的から逸脱することになりかねないとの意見について、政府の見解を示されたい。

三 「国外で作成された補てつ物等の取り扱いについて」(平成十七年九月八日付け医政歯発第〇

九〇八〇〇一号厚生労働省医政局歯科保健課長通知、以下「通知」という。)別添では、「国外で作成された補てつ物等を病院又は診療所の歯科医師が輸入し、患者に供する場合は、患者に対して特に以下の点についての十分な情報提供を行い、患者の理解と同意を得るとともに、良質かつ適切な歯科医療を行うよう努めること」とされ、守るべき七点が留意事項として示されている。この通知が守られ、患者への説明が適時かつ適正になされているか、明らかにされたい。

四 国外作成物は、自費診療のみに使用を認めているのか、あるいは保険診療にも認めているのか現状を示されたい。

五 本法第十八条では、歯科技工は指示書によらなければならないことを定めているが、国外作成物の作成過程において、この指示書が適時かつ適正に交付されているのか明らかにされたい。あわせて、本法第十九条に定められている指示書の保存義務が、国外作成物においても厳正に守られているのか明らかにされたい。

六 国外作成物の中には、日本の法令では認められていない物質が使用されている可能性がある。国外作成物にも、国内において本法の下で適正に作成された歯科技工物と同等の品質と安全性を要求するとすれば、輸入時あるいは歯科医師、患者への提供時等に厳正な検査が必要であると考えるが、現行の検査体制について明らかにされたい。

かにされたい。

七 国外作成物によって事故が生じた場合、いかなる補償が行われるのか。国内において本法の下で適正に作成された歯科技工物による事故との差異を含め、明らかにされたい。また、歯科医師の責任で国外作成物を使用するのであるから、補償義務は歯科医師にも及ぶと考えるが、これに対する政府の見解を示されたい。

八 国外作成物を歯科医師に提供する業者の中には、「リスクゼロ」等の表現により、事実誤認をもたらしかねない広告で誘引している事例も見られるが、政府はこの事実を認識しているか。また、今後の対策の必要性についての見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成十八年十月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員大久保勉君提出国外で作成された歯科技工物の取扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大久保勉君提出国外で作成された歯科技工物の取扱いに関する質問に対する答弁書

一について

平成八年度から平成十七年度までの各年度別

の国外で作成された補てつ物等(以下「国外作成補てつ物等」という。)の輸入量及び輸入金額については、把握していない。

二について

補てつ物等の作成に係る制度は国によって様々であり、また、国外で補てつ物等を作成する者の知識及び技術の水準も様々であるため、国外作成補てつ物等を用いることのみをもって、直ちに国内の歯科技工士との公平性に欠けることにはならないと考える。

また、歯科医療においてどのような補てつ物等を用いるかについては、個別の事例に応じて歯科医師により適切に判断されるべきものであり、国外作成補てつ物等を用いることのみをもって、直ちに歯科技工法(昭和三十年法律第百六十八号)の目的から逸脱することにはならないと考える。

三について

個々の患者に対してどのような説明が行われているか等については承知していないが、厚生労働省においては、「国外で作成された補てつ物等の取り扱いについて」(平成十七年九月八日付け医政歯発第〇九〇八〇〇一号厚生労働省医政局歯科保健課長通知。以下「通知」という。)を各都道府県に通知しているところであり、今後とも、通知の周知徹底に努めてまいりたい。

四について

お尋ねの国外作成補てつ物等については、老

人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第六条第一項各号に掲げる医療保険各法による療養の給付又は同法による医療の対象となっていない。

五について
国外で補てつ物等を作成する者に補てつ物等の作成を指示する歯科医師に対して、歯科技工士法第十八条の指示書の交付義務は課されておらず、また、国外で補てつ物等を作成した者に対して、同条の指示書の保存義務は課されていない。

六について
国外作成補てつ物等を輸入する場合及び国外作成補てつ物等を歯科医師又は患者に提供する場合において、国内で作成された補てつ物等と同等の品質及び安全性を担保するための検査に係る法令上の規制は存在しないが、歯科技工について、患者を治療する歯科医師が歯科医学的知見に基づき適切に判断し、当該歯科医師の責任の下、安全性に十分配慮した上で実施されるべきものであり、今後とも、通知の周知徹底に努めてまいりたい。

七について
補てつ物等によって患者の健康に害が生じた場合には、当該補てつ物等が国内で作成されたものであるか国外で作成されたものであるかにかかわらず、民法（明治二十九年法律第八十九号）等に基づき損害賠償が行われる場合があるが、個々の歯科医師の賠償義務の有無及び賠償

内容については、個別の事例に応じて判断されることとなるため、一概にお答えすることは困難である。

八について
国外作成補てつ物等を歯科医師に提供する個々の業者がどのような広告を行っているかについては承知していないが、歯科医療においてどのような補てつ物等を用いるかについては、個別の事例に応じて歯科医師により適切に判断されるべきものである。

いずれにせよ、患者に十分な情報を提供する観点からも、国外作成補てつ物等を患者に提供する歯科医師において、十分かつ正確な情報を収集することが必要と考えており、今後とも、通知の周知徹底に努めてまいりたい。

安倍内閣総理大臣の歴史認識に関する再質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十八年十月十日

喜納 昌吉

参議院議長 扇 千景殿

安倍内閣総理大臣の歴史認識に関する再質問
問主意書

私は「安倍内閣総理大臣の歴史認識に関する質問主意書」（第一六五回国会質問第一号）（以下「前

回質問主意書」という。）を提出し、去る十月六日に答弁書を受領した。しかし、前回質問主意書に対する答弁が不十分であると考えてるので、再度、以下のとおり質問する。

一 前回質問主意書問一から問四に対する答弁に、「お尋ねの趣旨が必ずしも明らかでないが」との文言があるが、どの箇所において明らかでないのか具体的に示すとともに、趣旨が明らかでないとした理由を説明されたい。

二 前回質問主意書問一に対する答弁がなされていないと考える。十月五日の衆議院予算委員会における安倍内閣総理大臣の答弁をも踏まえ、岸元内閣総理大臣が戦犯容疑者だった事実、太平洋戦争の開戦の詔勅に署名した事実について認識を明らかにされたい。また、岸元内閣総理大臣自身に戦争責任が生じたのか否か、さらに、A級戦犯の戦争責任に加担したのか否かについて、それぞれ具体的な理由とともに見解を明らかにされたい。

三 前回質問主意書問二において日本軍の侵略性に関する質問をしたが、答弁がなされていないと考える。安倍内閣総理大臣は、第二次世界大戦における日本軍の侵略性をあいまいにすることによって、旧日本軍の名誉回復を図ろうと望んでいるか見受けられる。旧日本軍の名誉回復を望んでいるか否かについて、明確に見解を示されたい。

右質問する。

平成十八年十月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員喜納昌吉君提出安倍内閣総理大臣の歴史認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜納昌吉君提出安倍内閣総理大臣の歴史認識に関する再質問に対する答弁書

一について

政府として、先の答弁書（平成十八年十月六日内閣参質一六五第一号）の一から四までについての答弁がお尋ねの趣旨に即しているか必ずしも定かではないと考えることから、御指摘の「文言」を述べたものである。

二について

先の大戦についての政府としての認識は、平成七年八月十五日及び平成十七年八月十五日の内閣総理大臣談話等において示されてきているとおりである。お尋ねの「戦争責任」については、様々な議論があることもあり、政府として、具体的に断定することは適当でないと考える。

三について

お尋ねの「名誉回復」の内容が必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難である。

歯科医療に係る診療報酬点数等に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十八年十月十一日

参議院議長 扇 千景殿 櫻井 充

歯科医療に係る診療報酬点数等に関する質問主意書

歯科医療に係る診療報酬点数等について不明な点を質すべく、私は「歯科医療に係る診療報酬点数等に関する質問主意書」(第一六四回国会質問第八〇号)(以下「前回質問主意書」という。)を提出した。しかし、その答弁に納得できない点が多数あったことに加え、新たに他の不明な点が生じた。

そこで、以下の点について質問する。

一 前回質問主意書問五の答弁では、歯科医療の感染防止対策費用は中央社会保険医療協議会(以下「中医協」という。)の議論を経て、総合的に評価しているとのことであるが、歯科の感染対策費用に関する議論がどのように行われたか明らかにすることは、必要不可欠である。

1 厚生労働省のホームページにおいて、中医協の議事録が公開されていることは承知しているが、中医協において、歯科の感染対策費用に関する議論はいつ行われたのか。厚生労働省のホームページ上で公開されている中医協の議事録の日時等該当箇所を示されたい。

2 1以外の歯科の感染対策費用に関する議論について、ホームページ上で公開されていない議事録等の資料及び非公式な会合等が存在するの。政策決定過程の透明性を確保することの重要性にかんがみ、存在するのであれば、その日時等概略を示されたい。

3 歯科の感染対策費用に関する議論等の結果から、どのような評価を得て今回の点数改定に反映したのか、厚生労働省内部において評価を行った担当部署、担当者、評価方法、評価日時とともに具体的な作業過程をそれぞれ示されたい。

二 前回質問主意書問八の歯科疾患継続指導料に係る質問では、その包括点数の計算根拠を示すよう求めたが、答弁ではこの計算根拠が具体的に明らかにされていない。歯科疾患継続指導料に含まれているもの及びその点数割合を明らかにされたい。

三 前回質問主意書問八の答弁では「なお、継続治療計画に基づかない外傷等の突発的な疾患については、当該疾患に係る処置の費用について、併せて算定できる取扱いとして」ところである。」とあるが、これは継続治療計画に書かれていない突発的な疾患は特掲診療料を別途算定できると解釈してよいのか。政府の見解を示されたい。

四 前回質問主意書問九の答弁から解釈すると、歯科衛生士がスクリーニング及びルートプレーニングを行うことについては、診療現場において歯科医師の判断に任せられると考えてよい。つまり、歯科医師の責任の下に歯科医師の指導により、歯科衛生士がスクリーニング及びルートプレーニングを行えるとの認識であるのか。また、「個々の行為の態様に応じ個別具体的に判断する必要がある」との答弁があるが、具体的に誰がいつ判断するのか。それぞれ政府の見解を明らかにされたい。

五 中医協において補てつ物維持管理料は広く普及したという理由で点数の削減が提言され、それを反映した改定が今回行われたが、補てつ物維持管理料を導入した当時の目的及びその経緯を明らかにされたい。

六 前回質問主意書問十二の答弁で、「なお、歯科技工士が「長時間・低賃金労働を強いられる」という実態については、承知していない。」と述べているが、この意味するところは、政府はこのような歯科技工士の置かれた状況があり得ないと考えているということか、あるいは、あるかもしれないが聞いていないということか、明らかにされたい。また、政府は現状をどう把握しているのか。把握できていないのであれば、今後、歯科技工士の労働条件や賃金に関する実態調査等を実施し、改善を図っていくつもりなのか。政府の見解を示されたい。

七 現在、診療報酬請求を行う際、歯肉縁上のスクリーニングは初診料、再診料に含まれてしまいが、同様に、初診料、再診料に含まれてしまいが別算定できないものをすべて示されたい。

八 ある県においては、社会保険事務局指導医療官から、歯周疾患の治療が終了する前に補てつ治療を行ったものはすべて診療報酬を返還せよとの指導が行われた。しかし、診療現場では、歯周疾患治療中であっても補てつ治療を望む患者が存在している。政府は社会保険事務局指導医療官のこのような指導が適切であると考えているか。政府の見解を示されたい。

平成十八年十月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 扇 千景殿

参議院議員櫻井充君提出歯科医療に係る診療報酬点数等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員櫻井充君提出歯科医療に係る診療報酬点数等に関する質問に対する答弁書
一の1について

御指摘の歯科医療の感染防止対策費用に係る項目を含む平成十八年度の歯科診療報酬の改定については、平成十八年二月三日、八日及び十五日に開催された中央社会保険医療協議会(以下「中医協」という。)において、その主要改定項

目案について議論されており、これに関する資料及び議事録については、厚生労働省のホームページに掲載されている。

一の二について

厚生労働省として把握している限りにおいては、歯科医療の感染防止対策費用に関する議論については、中医協の議事録のうち厚生労働省のホームページに掲載されていないものではなく、また、中医協の委員が非公式に集まった会合等は存在しない。

一の三について

歯科診療報酬については、厚生労働大臣からの諮問に対し、中医協における議論を経て、中医協からの答申により歯科診療報酬点数表の改正案が示され、それを基に厚生労働大臣が定めることとされている。なお、厚生労働省保険局医療課が中医協の庶務を担当している。

二について

歯科疾患継続指導料には、診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)別表第二区分番号B004の8の注2に規定されており、歯科衛生実地指導料、診療情報提供料(I)、歯周基本検査、初期齲蝕小窩裂溝充填塞処置、スケーリング及び有床義歯調整料に係る費用を除く特掲診療料に係る費用に(以下「関係費用」という。)が含まれている。また、歯科疾患継続指導料においては、医療経済実態調査等の結果を踏まえた中医協における議論を経て、関

係費用を総合的に評価しているところである。

三について

御指摘の歯科疾患継続指導料の算定に係る「継続治療計画に基づかない外傷等の突発的な疾患」とは、外傷又は義歯の破損に限られるものであり、この場合には、歯科疾患継続指導料を算定中の患者であっても、これらの治療に係る特掲診療料に限り、歯科疾患継続指導料と併せて算定できる取扱いとしているところである。

四について

スケーリング及びルートプレーニングが、歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第二条第一項の歯牙及び口腔の疾患の予防処置又は同条第二項の歯科診療の補助(以下「疾病予防処置等」という。)に該当する場合には、歯科衛生士がこれらの行為を行うことは可能であるが、これについては、個々の行為の態様に応じ個別具体的に判断する必要がある。

また、個々の行為が疾病予防処置等に該当するか否かについて、歯科衛生士法を所管する省庁として最終的に判断するのは、厚生労働省である。

五について

御指摘の補てつ物維持管理料については、咀嚼機能の長期的な維持を図るため、補てつ技術の質に着目して、歯冠補てつ物及びブリッジの維持管理を新たに評価し、歯の健康作りを

進める「八〇二〇運動を診療報酬の面からも推進する目的で導入されたものであり、中医協における議論を経て、平成八年度の歯科診療報酬の改定において新設されたものである。

六について

政府としては、個々の歯科技工士の勤務実態については承知していないが、厚生労働省が実施した「平成十七年賃金構造基本統計調査」によると、歯科技工士の平均的な勤務実態が他の医療関係職種に比べて著しく劣っているわけではなく、御指摘のような実態調査を新たに行う必要はないと考えている。

七について

歯科診療報酬点数表における初診料、再診料等の基本診療料には、消炎又は鎮痛を目的とする理学療法、口腔軟組織の処置、単純な外科後処置、口角びらの処置等の簡単な診療行為に係る費用が含まれているが、患者の状態等により様々な診療行為が考えられるため、すべてをお示しすることは困難である。

八について

御指摘の社会保険事務局指導医療官の指導については承知していない。一般に、歯周疾患に罹患している患者に対し、歯周治療と並行して補てつ治療を行うことは、歯科医学上適切ではないと考えている。

政府開発援助の適切な使用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年十月十二日

白 眞勲

参議院議長 扇 千景殿

政府開発援助の適切な使用に関する質問主意書

我が国の財政状況が厳しき折、政府開発援助についても適切な執行が確保されることが不可欠である。そのような認識に立ち、スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害に対するノン・プロジェクト無償資金協力事業(以下「本無償資金協力事業」という。)を例に取り上げつつ、政府開発援助に関し、次のとおり質問する。

なお、答弁に際しては「用語が不明である」、「趣旨が不明である」等の理由で答弁を控えることなく、常識の範囲内で最大限答弁するよう努められたい。

一 援助の使用状況

1 ノン・プロジェクト無償資金協力の現状について

本無償資金協力事業の現時点での契約締結額、資金供与額に対する支払い率、調達口座の残額をそれぞれ示されたい。

2 援助資金残額約百億円に対する利子がわず
か六万円である件について

本年五月三十一日の参議院政府開発援助等
に関する特別委員会において、財団法人日本
国際協力システム(以下「JICS」という。)
理事長は調達口座に残る資金に利子は付か
ず、約百億円の資金残高に対する一年半にわ
たる利子がわずか六万円である旨答弁してい
る。資金を供与してから一年過ぎた後も援助
額のお大半が未使用のまま残っており、実質
には多大な機会費用の損失が生じていると考
えられる。調達口座は管理のためのものであ
り、利子は付かないとの一般的な説明では、
この多大な機会費用の損失について説明しき
れないと思われる。政府は、この機会費用の
損失及びその防止策についての認識を明らか
にされたい。また、JICSに対する損害賠
償請求等をすべきではないかと考えるが、政
府の見解を示されたい。

3 JICSの徴収する手数料について

「スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被
害に対する二国間無償資金協力に関する質問
主意書」(第一六四回国会質問第二二二号)に對
する本年二月二十四日付け答弁書では、本年
二月十日までに計九千七百七十七万三千三百三
十三円の調達代理手数料がJICSに対して
支払われたとされている。調達代理手数料は

契約金額に二パーセントを乗じて得た金額
に、管理費二千万円及び事務所維持費五百万
円を合計した額であると承知している。仮
に、現在までに支払われた調達代理手数料に
管理費及び事務所維持費が含まれているとす
る場合、契約金額に相当する部分は、六千六
百七十七万三千三百三十三円を二パーセント
で割った約三十三億四千万円と考えることが
できる。しかしながら、本年九月に会計検査
院から参議院に対して提出された「政府開発
援助(ODA)に関する会計検査の結果につい
ての報告書」によれば、本無償資金協力事業
への供与額は百四十六億円であるが、本年三
月末において依然として約百十六億円の残高
が調達口座に残っているとのことである。つ
まり、この時点で執行された金額は約三十億
円と見積もることができ、約三億四千万円も
の差が生じている。JICSは援助の執行が
進んでいない分についても調達代理手数料を
徴収する慣行があるように推定されるが、こ
のような慣行が存在するの否かを含め、J
ICSの徴収する手数料に関する事実関係に
ついて明らかにされたい。

4 援助の適正さについて

今回の支援において、著しく援助の執行が
遅れていることは、本来の緊急支援の趣旨を
大きく逸脱していることは否めず、ノン・プ

ロジェクト無償資金協力という援助スキーム
自体が不適当だったのではないか。政府は、
迅速な援助執行の観点から、他の援助スキ
ームと比して、ノン・プロジェクト無償資金協
力が最善の選択であったと考えるか。もし最
善であると考えられる場合、緊急無償や緊急開発
調査等、他の援助のスキームとの相違を明ら
かにするとともに、その理由を詳細に述べら
れたい。

二 調達の在り方

1 本年五月九日の参議院外交防衛委員会(以
下「本委員会」という。)において、JICS理
事長は、本無償資金協力事業におけるインド
ネシアの放送局用家具の調達に関し、「情報
省より情報をいただいて、それを、十一社を
選んだということでございます。」との答弁を
行っている。これではインドネシア側からの
情報のみに依拠して調達を行ったということ
であり、援助の実施過程における汚職の可能
性を排除できないのではないかと考えるが、
政府の認識を示されたい。また、現時点まで
情報提供をしたインドネシア情報省担当者の
名前を明かしていない理由についても明らか
にされたい。

2 本委員会におけるJICS理事長の答弁で
は、リスト作成の端緒となるたき台をJIC
Sが作成したのではなく、インドネシア側

から提供があったリストをそのまま受け入れ
たと解釈できる。インドネシア側から提供の
あった業者リストと最終的にJICSが採用
したリストの間に違いはあるのか明らかにさ
れたい。また、仮に、JICSの自発的な判
断により調達業者のリストを選んだとする場
合、本委員会でのJICS理事長の答弁は事
実と異なるのではないか。政府の認識を明ら
かにされたい。

3 放送局用家具の調達は指名競争入札で行わ
れたと思われるが、JICSはノン・プロ
ジェクト無償資金協力における調達業者を決
定するに際して、指名競争入札で行うことが
許されているのか。また、指名競争入札を許
容する、内規を含む規則等は存在しているの
か明らかにされたい。

4 他の国に対するノン・プロジェクト無償資
金協力において、同様の指名競争入札で物資
を調達したケースはあるか。ある場合は、そ
の個々の事例を示されたい。

5 指名競争入札制度は日本国内では種々の法
的な制限を受けているが、そのような日本国
内の扱いと比してJICSがこれまで認めて
きた「指名競争入札制度」は規律が緩すぎるの
ではないか。政府の認識を示されたい。

6 仮に日本国内において、国が地方自治体か
ら関連業者のリストの提示を求め、そのリス

トにのみ依拠して指名競争入札をする場合、国内法令上どのような問題点が生じうるか明らかにされたい。なお、上記の条件のみでは答弁が困難な場合、常識の範囲内で一定の条件を設けた上で答弁願いたい。

7 今回のような指名競争入札はインドネシアにおいては合法なのか。また、この点について、政府はインドネシア側と何らかの共通の理解に立っているか明らかにされたい。

8 今回の指名競争入札では事実上一社しか応札がないが、日本国内において、指名競争入札で事実上一社しか応札しない場合のその後の取扱いについて明らかにされたい。なお、今回、応札したものの失格になった業者がいたとの事実をもって、本問に対する答弁を済ませることは控えられたい。また、上記の条件のみでは答弁が困難な場合、常識の範囲内で一定の条件を設けた上で答弁願いたい。右質問する。

平成十八年十月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 扇 千景殿

参議院議員白眞勲君提出政府開発援助の適切な使用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員白眞勲君提出政府開発援助の適切な使用に関する質問に対する答弁書

一の1について

平成十六年十二月二十六日に発生したスマトラ沖大地震及びインド洋津波被害対処努力に寄与するためにインドネシア共和国、スリランカ民主社会主義共和国及びモルディブ共和国に対して行つた二百四十六億円のノン・プロジェクト無償資金協力(以下「本無償資金協力」という。)に関し、本年十月十三日時点において、被災各国政府の調達代理機関である財団法人日本国際協力システム(以下「JICS」という。)と業者との契約締結額は百九十五億七千二百七十八万九千六百四十一円、資金供与額に対する支払率は約四十八パーセント、調達口座の残高は百二十七億九千四百八十九万六千二百十四円である。

一の2について

JICSは、インドネシア共和国政府が実施する復興事業に必要な資金を確実に管理することが求められていることから、供与された資金を銀行の決済用口座(全額保護される無利息預金口座)に保管しているものと承知しており、政府として問題があるとは考えていない。

一の3について

インドネシア共和国政府との調達代理契約に基づくJICSの調達代理手数料は、インドネシア共和国に対する本無償資金協力に係る業者

との契約金額に二パーセントを乗じて得た金額に、管理費二千万円及び事務所維持費五百万円を合計した金額であると承知している。なお、この場合の業者との契約金額は、御指摘の業者に対する支払額とは異なるものである。

一の4について

我が国は、インドネシア共和国に対する本無償資金協力に先立ち緊急無償資金協力を実施したほか、緊急開発調査を行うなど、それぞれのスキームの目的や特性に応じた支援を行っている。緊急無償資金協力は、主に大規模な自然災害等による被災者が発生した場合に、これらの人々を救済するために災害直後の緊急対応のために行う資金協力であり、緊急開発調査は、大規模な自然災害等により被害を受けた国に対する復興支援のため、緊急復興計画の策定を主たる目的として実施するものである。これらの支援に加えて実施したノン・プロジェクト無償資金協力は、あらかじめ資金の具体的な使途を確定させることなく被災国に資金を速やかに供与した上で、被災国政府と協議の上、柔軟かつ適切な案件の選定と形成を行うことを可能とするスキームである。被災各国において膨大な支援の需要が生じている中、現地で必要とされている物資や施設の改修等のための役務の調達を現地の状況の変化を踏まえつつ行う必要があった今次支援においては、このようなノン・プロジェクト無償資金協力が最も適当なスキームであると考ええる。

二の1及び2について

御指摘の放送局用家具の調達に際する業者の選定については、中立・公正な調達代理機関であるJICSが独自の市場調査に基づき対象となる業者のリストの原案を作成した上で、インドネシア共和国政府と協議を行い、この結果を踏まえ、対象業者を確定したものであり、御指摘のように、インドネシア側からの情報のみに依拠して調達が行われたわけではなく、参議院外交防衛委員会における御指摘の答弁もこの趣旨に沿ったものと考ええる。

JICSでは、インドネシア共和国情報省の担当者の氏名について、個人に関する情報であることから、お答えを差し控えているものと承知している。

二の3について

ノン・プロジェクト無償資金協力における調達においては、JICS等の被災国政府の調達代理機関は「ノン・プロジェクト無償資金協力に係る調達手続実施要領」に定められた手続にのっとり、調達を行うことが求められている。同要領においては、指名競争を含む調達方法が定められている。

二の4について

例えば、平成十七年度に我が国がエクアドル共和国及びモロッコ王国に対して実施したノン・プロジェクト無償資金協力において、指名競争による調達が行われた。

二の5及び7について

JICS等の調達代理機関が指名競争による調達を行う場合には、一般に、被援助国政府がその公共調達に係る法令との整合性も踏まえてその都度入札の実施方法について承認を与えていることから、日本の国内制度と一概に比較することは困難である。

今回のような指名競争による調達はインドネシア共和国の関係法令に照らして法的に行われたものと認識している。

二の6について

法令上、国が指名競争を行う場合には、各省各庁の長は、契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事の実績、従業員の数、資本の額等について、競争に参加する者に必要な資格を定めなければならないとされている。また、資格を定めた場合には、競争に参加しようとする者の申請をまつて、その者が当該資格を有するかどうかについて審査しなければならないとされているため、これらに反する手続により指名競争を行うことはできない。

二の8について

一般的には、国が行う指名競争において、入札した業者が一者だけの場合は、新たに別の業者を指名するなどして、改めて競争を行う必要がある。

北朝鮮によるミサイル実験及び核実験と日朝平壤宣言等との関係等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年十月十二日

白 眞勲

参議院議長 扇 千景殿

北朝鮮によるミサイル実験及び核実験と日朝平壤宣言等との関係等に関する質問主意書

北朝鮮による本年七月五日のミサイル実験及び十月九日の核実験は、世界の平和と安定に対する重大な挑戦であり、断じてこれを看過することはできない。日本はこれまで二〇〇二年の日朝平壤宣言に基づき北朝鮮との関係を捉えてきたところであるが、過去二回の実験を踏まえて次のとおり質問する。

一 ミサイル実験について

ミサイル実験を受け、本年七月十五日、国際連合安全保障理事会は決議一六九五(以下「本決議」という。)を採択しているが、本決議の解釈について以下の質問をする。なお、答弁に際しては、解釈権の有無を理由に答弁を控えることなく、政府としての解釈をそれぞれ明らかにされたい。

- 1 本決議は、拘束力のある決議か。
- 2 本決議は、国連加盟国に拘束力ある形で国

連憲章第七章に基づく強制的措置を採ること求めたものか。

3 本決議採択の際、伊藤外務大臣政務官(当時)はそのスピーチにおいて、「...agreed on a set of binding measures that both the DPRK and Member States are obliged to comply...」と発言しており、国連加盟国すべてが遵守する義務を有する一連の拘束力ある措置に合意したと宣言している。この認識は今でも有効か。

4 本決議においては「要求する(require)」という単語が多用されているが、これは国連安保理決議において拘束力を持つ言葉として理解されるものか。

5 現時点において、本決議の規定をすべての国連加盟国が拘束力ある形で実施しているのか。遵守していない国があるとすれば、把握している限りにおいて明らかにされたい。

6 日本は本決議の提案国として、決議の理念及び規定を実現する推進力となるべきであると考え、日本はすべての国連加盟国が決議を遵守するようどのような働きかけを行ったのか。

7 ミサイル発射は日朝平壤宣言違反ではないのか。政府としては、同宣言中の「ミサイル発射のモラトリアム」をどのように解釈しているか。同宣言中の「ミサイル」には、七月に

発射されたミサイルは含まれるという理解でよいのか。

二 核実験について

十月九日北朝鮮が核実験を行ったことに関し、日朝平壤宣言との関係、周辺事態に関する認識等について、政府としての解釈をそれぞれ明らかにされたい。

1 日朝平壤宣言は条約であるのか。

2 核実験は日朝平壤宣言に違反したのか。

3 違反したとする場合、宣言のどの部分にどのような形で違反したのか。

4 仮に北朝鮮が日朝平壤宣言を遵守している部分があるとすれば、該当する部分はどこか。

5 2に対する答弁を踏まえ、日朝平壤宣言はすべてが無効となるのか。それとも、同宣言の一部又は全部が有効なのか。将来、仮に日朝平壤宣言は引き続き交渉の基盤になり得る余地があるか。

6 条約法に関するウィーン条約(以下「本条約」という。)第六十条1においては、「二国間の条約につきその一方の当事国による重大な違反があつた場合には、他方の当事国は、当該違反を条約の終了又は条約の全部若しくは一部の運用停止の根拠として援用することができる。」と規定されている。また、同条3に

においては、「この条の規定の適用上、重大な条約違反とは、次のものをいう。(a)条約の否定であつてこの条約により認められないもの、(b)条約の趣旨及び目的の実現に不可欠な規定についての違反」と規定されている。

(一) 仮に日朝平壤宣言が条約である場合、政府としては、現時点において本条約の規定にある重大な条約違反がないと判断しているのか。

(二) 仮に日朝平壤宣言が条約でない場合であつても、二国間の重要な文書として、本条約の規定が一定程度類推適用可能ではないかと考える。政府としては、現時点においては、日朝平壤宣言の否定、宣言の趣旨及び目的の実現に不可欠な規定についての違反は存在しないと判断しているのか。なお、日朝平壤宣言が条約であるかないかの事実のみを示すのではなく、同宣言が無効でないことについての政府の認識に踏み込んで明らかにされたい。

7 今回の核実験は「周辺事態」に該当するか。仮に該当しないとする場合、政府としては今回の核実験を「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」と考えていないということか。

8 今後の安保理における議論では、臨検(船舶検査活動)の可能性も検討することになるのではないかとと思われる。現行法において、「周辺事態」以外のケースで、日本がその隣接した公海で臨検(船舶検査活動)を行うことは認められているのか。

右質問する。

平成十八年十月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員白眞勲君提出北朝鮮によるミサイル実験及び核実験と日朝平壤宣言等との関係等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員白眞勲君提出北朝鮮によるミサイル実験及び核実験と日朝平壤宣言等との関係等に関する質問に対する答弁書
一の1及び2について

国際連合安全保障理事会決議第一六九五号(以下「本件決議」という。)は、国際連合憲章第七章への明示的な言及はないが、国際連合加盟国に対して、拘束力のある決議であると理解している。
一の3について
御指摘の発言に示された認識に変わりはない。

一の4について
本件決議文中の御指摘の語は、国際連合加盟国に対して、拘束力を有するものであると理解している。

一の5について

外務省としては、現在までに少なくとも米国、豪州及び韓国は、本件決議に基づく措置を講じている旨を対外的に説明しているものと承知している。他方、北朝鮮は、本件決議の採択直後にその受入れを拒否する旨を表明したことからも明らかのように、本件決議を遵守していないものと理解している。

一の6について

政府としては、本件決議を踏まえ、外交経路等を通じて、精力的に各国に働きかけを行つていくところである。

一の7について

日朝平壤宣言に明記されたミサイル発射のモラトリウムについては、累次の国会答弁において述べてきているとおり、我が国の安全に直接かわるミサイルの発射を対象とするものであり、七月五日の北朝鮮による弾道ミサイルの発射は、同宣言に違反するものである。

二の1並びに6の(一)及び(二)について

日朝平壤宣言は、条約法に関するウィーン条約(昭和五十六年条約第十六号)第二条1(a)に規定する条約ではないが、日朝双方の首脳協議

の結果として日朝関係の今後の在り方を記したものであると認識している。外務省としては、北朝鮮による本年七月五日の弾道ミサイルの発射及び北朝鮮による核実験は、同宣言に違反するものであると認識しているが、同宣言において確認された事項が誠実に実施されることが重要であると考えており、北朝鮮に対し、引き続き、同宣言を遵守するよう求めてまいりたい。

二の2から4までについて

日朝平壤宣言においては、我が国及び北朝鮮は、国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらないことを確認したこと、朝鮮半島の核問題の包括的な解決のため、関連するすべての国際的合意を遵守することを確認したこと、核問題を含む安全保障上の諸問題に関し、関係諸国間の対話を促進し、問題解決を図ることの必要性を確認したこと等が明記されている。北朝鮮による核実験は、このような同宣言に違反するものであり、北朝鮮が同宣言を遵守しているものとは考えられない。

二の5について

外務省としては、日朝平壤宣言において確認された事項が誠実に実施されることが重要であると考えており、北朝鮮に対し、引き続き、日朝双方の首脳協議の結果として日朝関係の今後の在り方を記した同宣言を遵守するよう求めてまいりたい。

二の7について

ある事態が、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第一条に規定する周辺事態に該当するか否かについては、その時点の状況を総合的に勘案して判断すべきものである。先般の北朝鮮による核実験実施の発表を踏まえて、政府として今後いかなる対応をとるかについては、あらゆる観点から検討していきたいと考えている。

二の8について

御指摘の「臨検（船舶検査活動）」がどのようなものを意味するか必ずしも明らかではないが、少なくとも、周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百四十五号）第二条に規定する船舶検査活動は、周辺事態に際し、実施されるものであり、周辺事態以外の場合において実施されることはない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番四号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 二二五円 一〇円